

第 57 回 価格調査評価監視委員会 開催結果報告

このほど第 57 回（平成 30 年度第 1 回）価格調査評価監視委員会が開催されましたので議事概要について報告いたします。本委員会は、経済調査会の調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者が評価、監視するものです。

[議事概要]

開催日時	平成 30 年 4 月 16 日（14 時 58 分～16 時 56 分）
開催場所	一般財団法人 経済調査会 会議室
出席委員	木下昌，小林誠治（委員長），小林康昭，榊原渉，塩田克彦，關豊（五十音順）
議 題	1. 前回委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 (1) 自主調査：グレーチング（全国 I） (2) 受託調査：大型フリーフォーム（仙台）

[議事要旨]

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
1. 前回（第 56 回）委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 (1) 自主調査「積算資料」4 月号から、グレーチング（全国 I）について審議。	○ 事前に配布した議事録（案）について確認、承認された。
○ メーカーが、材料費や運搬費の上昇で定価を上げるより前に、仕切り価格の掛け率を見直したりはしないのか。	○ 昨年度、メーカー側には販売店に対する仕切り価格を引き上げる動きがあったが、販売店側の理解を得られず実現に至らなかった経緯があり、定価を上げる方向へ転じた。
○ 用途は、道路、下水道、建築などがあるようだが、調査の対象はどれかに特定しているのか。	○ 今回の対象は道路用である。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 需要は、どの用途が多いのか。 ○ 調査対象事業所の選定は、月によって変わるのか。 ○ 調査の継続性の観点で適切性を見る上では、調査対象事業所の入れ替わりの状況を整理し明示した方が良い。 ○ 『積算資料』では 30 組程度を取引数量の条件とするが、調査結果は小口物件中心で 10～20 組程度と差がある。 ○ 『積算資料』の「30 組程度」の条件を見直すことはあるのか。 ○ 商流が販売店を経由する形態なので、販売店が主要な調査対象となるのではないのか。 ○ ユーザー調査の結果は末端の価格水準の確認に有効と思うが、回答の少なさを改善できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路用の需要が少なくなり、民需の物流倉庫の床など、建築用が多くなっている。 ○ 主要メーカー3社は継続的に対象とするが、販売店や需要者は実績に応じ入れ替わりがある。 ○ 今後留意したい。 ○ 取引額が数万円など少額のケース以外は、価格は基本的に変わらないと確認している。 ○ 需給動向により標準的な取引数量の変化が確認できた場合には、見直しを行う。 ○ ご指摘のとおりであり、販売店も調査対象としているが、個々の販売店での取り扱い頻度が少ない中で、価格の動向を継続的・全国的に把握するためにメーカーも調査対象としている。 ○ グレーチングの購入実績が記入される事例は少なく、価格水準も調査票だけでは判断が難しいため、あくまで補足的な位置付けとしている。
<p data-bbox="197 1630 670 1711">(2) 受託調査「大型フリューム」(仙台)について審議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ メーカーによる kg 当たり何円という価格設定について、内訳やその構成比はわかるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (説明) 大型フリュームの特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。 ○ 直接は示されていないが、汎用の水路製品との比較も行った上で、今回の結果は妥当な水準と捉えている。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 擁壁などはm当たりの価格設定であり、大型フリームも同様の設定の仕方ではないのか。 ○ 1社のみ高い回答があるが、その理由はなにか。 ○ なぜその事業所を調査対象事業所に含めたのか。 ○ 情報を得るのは良いが、大型フリームの調査対象としては必要ないのではないか。 ○ 調査対象事業所7社のうち、聞き取り調査で2社を外した理由は何か。 ○ 客観性が重要なので、高い価格の1社を含めた理由と、2社を聞き取りから外した理由は、比較できるよう明示した方が良い。 ○ 公共工事向けが主体の製品に関し、メーカーがユーザーの与信を気にするケースがあるのか。 ○ 与信管理のため商社を経由した取引とする場合の-marginは、価格に上乗せになるのか。 <p>.....</p> <p>次回委員会の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協会で規格化された製品であり、規格数が非常に多いため、取引上もkg当たりでの価格の取り決めが合理的という背景がある。 ○ 土木ブロックが主要製品で、農業用水路の販売には積極的ではないことによる。 ○ 企業規模が大きく、コンクリート製品業界の動向に詳しいことと、農業用大型製品の価格動向も把握しているためである。 ○ 少なくとも要望に応じ製造・出荷した実績があり、大手でもあることから、初めから外すのではなくて、確認の実績は残すこととした。 ○ それぞれ道路用製品と函渠製品をメインとし、農業用製品の扱いは少ないことと、価格や業界の動向に関する情報量も少ないことによる。 ○ 今後留意したい。 ○ 元請への前渡金が少ないケースなどでは、工事期間の資金力に不安のある元請に対し、与信面の不安が生じるケースがあるとみられる。 ○ 外口銭として上乗せされるケースと、内口銭として商社への卸価格が割引かれるケースがある。 <p>.....</p> <p>7月20日頃を予定</p>

(文責 価格調査評価監視委員会事務局)

価格調査評価監視委員会規約

(目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 次の事項について、審議すること。
 - イ 資材価格等の調査基準
 - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
 - ハ 資材価格等の調査結果
- 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会が選定する。
- 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、理事長に対し報告する。

- 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
- 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。
この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。
この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。
この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。

価格調査評価監視委員会委員名簿（五十音順）

木下 昌	公認会計士 木下昌事務所 公認会計士・税理士
小林 誠治	(一財)公会計研究協会 参与
小林 康昭	足利工業大学 客員研究員 工学博士
榑原 涉	(株)野村総合研究所 コンサルティング事業本部 グローバルインフラコンサルティング部長/上席コンサルタント
塩田 克彦	(株)NTTファシリティーズ エンジニアリング&コンストラクション事業本部 コンストラクションマネジメント部部长 (公社)日本建築積算協会監事
關 豊	JR東日本コンサルタンツ (株) 工学博士